

平成三十年度

博士（文学）学位請求論文 内容及び審査の要旨

管 浩然

『古事記』の表記と解釈

皇學館大学大学院

## 博士(文学)学位請求論文内容及び審査の要旨

管浩然氏の学位請求論文「『古事記』の表記と解釈」は、『古事記』の表記について、その漢字の意味と用法を調べながらその解釈を明らかにしようとしたものである。

本論文は、序章以下、第一章から第六章に分かたれ、終章では本論文の結論が示されている。本論文の目次を示せば次のようになる。

### 序章 本論文の目的と方法

- 一、『古事記』の成立と伝承
- 二、『古事記』研究のあけぼの
- 三、『古事記』の文体
- 四、「変体漢文」から「倭文体」へ
- 五、各章の概要

### 第一章 『古事記』の序文

- 一、はじめに
- 二、序文における漢籍の利用
- 三、序文と本文との齟齬
- 四、『古事記』の表記法
- 五、まとめ

### 第二章 『古事記』の「立奉」

- 一、はじめに
- 二、「奉」の意味と用法

\*

- 三、「立」の意味と用法
- 四、本居宣長の影響
- 五、まとめ

### 第三章 ヤチホコ歌物語の「甚為嫉妬」

- 一、はじめに
- 二、「為」の意味と用法
- 三、「嫉妬」の意味と用法
- 四、「甚」の意味と用法
- 五、助詞としての「為」
- 六、「又」の用法
- 七、まとめ

### 第四章 仲哀記の「謂為詐神」

- 一、はじめに
- 二、「詐」の意味と用法
- 三、「謂為」と「以為」の意味と用法
- 四、『古事記』に見える同訓表記
- 五、まとめ

### 第五章 国譲り神話の「治」

- 一、はじめに
- 二、諸説
- 三、「治」Ⅱ「造営する」の可能性
- 四、「治」Ⅱ「祭る」の可能性
- 五、まとめ

## 第六章 国譲り神話の「天之御舍」

- 一、はじめに
- 二、「如此之白而」の「之」の字
- 三、「天之御舍」について
- 四、オホクニヌシの住所<sup>すみか</sup>
- 五、まとめ

### 終章 本研究の結論

#### 初出一覧

\*

以下、本論文の構成に従って、その内容を概説する。

序章「本論文の目的と方法」では、『古事記』に関する基礎的情報を整理し、本論文の目的と方法、及び各章の概略を述べる。また、『古事記』の文体について、その研究史を押さえた上で毛利正守氏の提唱する「倭文体」という概念が妥当であることを論ずる。

第一章「『古事記』の序文」は、本文読解に欠かすことのできない『古事記』の序文についての考察である。序文において、稗田阿礼の誦習したものを漢字で書き留めることの困難さ、表記上の工夫と方針について述べられていることを論ずる。序文は、『古事記』本文の表記法を知るために重要であることを確認する。

第二章「『古事記』の「立奉」」は、「立奉」という表記についての考察である。『古事記』に「立奉」という表記は次の三例がある。

- A 「然坐者、恐。立奉」（上巻、八俣の大蛇退治）
- B 「此国者、立奉天神之御子」（上巻 建御雷神の派遣）
- C 「我之女二並立奉由者」（上巻 邇々芸命の結婚）

本居宣長以降、「立奉」をタテマツルと訓むのが一般的であった。しかし、「立奉」という文字列は、『古事記』成立以前の漢籍や漢訳仏典等には見られるものの熟した形でなく、差し上げるの意ではないこと、他の上代文献にも「立奉」そのものの文字列が見られないとする。『古事記』『日本書紀』における「奉」の文字を調査し、タテマツルは一般的に「奉」の一字で表記されることを確認する。さらに、「立」の用例とその意味を検討する。

結論として、延佳本でAとBの「立奉」の「立」の字がタチドコロニと訓まれており、それに従うとする。「立」の字はすぐさま、たちまちの意を表す副詞として用いられる例は、漢籍にも確認できる。したがって、AとBの「立奉」はタチドコロニタテマツルと訓み、Aは、すぐさま(娘を)差し上げる、Bは、すぐさま(国を)差し上げる、という解釈に至る。一方、Cの場合も延佳本に従い、「立奉」ではなく「並立」を一括りとして看做し、ナラベタテテ(タテマツル)と訓み、二人の娘を同時に差し上げるという結論を示す。

第三章「ヤチホコ歌物語の「甚為嫉妬」」は、八千矛神の歌物語に見える「甚為嫉妬」の表記と解釈について考察する。本居宣長以降の注釈書や論文では、「為」の字をス(またはシタマフ)と訓み、「為嫉妬」の三文字で嫉妬ス(または嫉妬シタマフ)と訓む。しかし、上代文献や漢籍において、「為嫉妬」の用例は他に見えず、嫉妬ス(または嫉妬シタマフ)を漢字で書き表すときに、「嫉妬」の二文字だけが使用され、「為」の字を見ない。一方、「為」の字は、「甚」「極」「最」など程度を表す副詞の後に接続し、「甚為」「極為」「最為」といった形で使用される用例が、上代文献や漢籍にしばしば見えるとする。考察の結果、「為」はスと訓まず、「甚為」の二字を一つの語と看做し、「甚為」の下にある「嫉妬」は形容詞であり、「甚為嫉妬」は、非常に嫉妬深いという意味であるという結論に至る。

第四章「仲哀記の「謂為詐神」」は、仲哀天皇の崩御と神託の条に見える「謂為詐神」について、その表記と解釈について考察する。従来の注釈書は、「謂為詐神而」の「為詐」を「いつはりをなす(または、いつはりをなす)」と訓んでいた。しかし、『古事記』において「為詐」の用例は他に見えない。『古事記』の筆録者は「いつはりをなす」を漢字で書き表すときに、「詐名」<sup>二</sup>其嬢女<sup>一</sup>而」「詐白」などがあるように、「詐」の一字を用いる。一方、「謂為」という言葉は、漢籍においてよく見られるものであり、『日本霊異記』にも一例存在する。くと思う、または、くと思ひ込む、の意味で用いられ、「以為」という言葉と同義とする。さらに、寛永版本もまた、「謂為詐神而」の「謂為」をオモフと訓んでいることなどか

ら、当該箇所「謂為」を一つの言葉と看做し、「謂為詐神而」を「詐<sup>いっは</sup>る神と謂<sup>お</sup>為<sup>も</sup>ひて」と訓む、という結論に至る。

第五章は、上巻オホクニヌシの国譲り神話に見える「治」の字について考察する。

唯僕住所者、如<sup>二</sup>天神御子之天津日繼所<sup>レ</sup>知之登陀流天之御巢<sup>一</sup>而、於<sup>二</sup>底津石根<sup>一</sup>宮柱布斗斯理、於<sup>二</sup>高天原<sup>一</sup>氷木多迦斯理而、治賜者、僕者、於<sup>二</sup>百不足八十垌手<sup>一</sup>隱而侍。

の「治賜者」に「治」の字が使用されているが、従来の説は、

A 「治」 || 住居を造営して齋き祭る

B 「治」 || 住居を造営する

C 「治」 || 祭る、齋き祭る

の三つに分かれている。検証したところ、『古事記』において「治」の字を建造物を造営するの意で用いられる確実な例がなく、また、「治」の字を造営するの意で捉えれば、直前の「於<sup>二</sup>底津石根<sup>一</sup>宮柱布斗斯理、於<sup>二</sup>高天原<sup>一</sup>氷木多迦斯理而」の意味と重複してしまう。この二点から、「治」を造営するの意で解釈するのは難しいと判断する。

一方、『古事記』上巻オホクニヌシの国作りの話や、『常陸国風土記』『播磨国風土記』逸文の記事などに、「治」の字は祭祀と関わる場面で用いられる。当該箇所「治」の字は、オホクニヌシを住むべき場所に鎮座させて、齋き祭って、供え物を供える、などの意味で考えるべきであり、実際には、出雲国の多芸志の小浜にオホクニヌシの住居が造られ、オホクニヌシの求めた「治」は、クシヤタマによる天御饗の献上と祝辞の奏上によって実現され、スサノヲの地位を回復させるためのものとする。

第六章は、同じくオホクニヌシの国譲り神話に見える「天之御舎」について考察を加える。第五章に引用した箇所に続く場面に次のようにある。

亦、僕子等百八十神者、即八重事代主神、為<sup>二</sup>神之御尾前<sup>一</sup>而仕奉者、違神者非也、如此之白而、於<sup>二</sup>出雲国之多芸志之小浜<sup>一</sup>、造<sup>二</sup>天之御舎<sup>一</sup>而、水戸神之孫櫛八玉神為<sup>二</sup>膳夫<sup>一</sup>、献<sup>二</sup>天御饗<sup>一</sup>之時、禱白而、櫛八玉神、化<sup>レ</sup>鵜、入<sup>二</sup>海底<sup>一</sup>、作<sup>二</sup>出底之波邇<sup>一</sup>、作<sup>二</sup>天八十毘良迦<sup>一</sup>而、鎌<sup>二</sup>海布之柄<sup>一</sup>作<sup>二</sup>燧白<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>海尊之柄<sup>一</sup>作<sup>二</sup>燧杵<sup>一</sup>而、横<sup>二</sup>出火<sup>一</sup>云、

従来の研究では、「天之御舍」を天つ神側がオホクニヌシのために造った住居、オホクニヌシ自身が自分のために造った住居、オホクニヌシが服属儀礼のために造った建物などの説が論じられてきた。ここでは、「如此之白而」という文字列に注目し、「如此之」の下に接続する「白」の字を名詞と看做し、カクマヲシテと訓まれてきたこの文字列を「此この白まをの如ごとくして」という訓に改め、「天之御舍」をオホクニヌシのために造られた住居とする。そして、オホクニヌシが、国譲りの条件として天つ神側に住居を造営してほしいと要請したのであるから、「天之御舍」を造った主語をオホクニヌシ自身だとすれば文脈に矛盾が生じてしまい、「天之御舍」を造ったのは天つ神側でなければならぬことを指摘する。さらに、『古事記』中巻垂仁天皇条に見える出雲大神の「修理我宮」の記事や、『日本書紀』『出雲国風土記』『出雲国造神賀詞』にオホクニヌシの住居に関する記事などを傍証として、『古事記』上巻国譲り神話に見える「天之御舍」を天つ神側がオホクニヌシのために造った住居と見るべきであるという結論に至る。

終章では、以上の六つの章の結論をまとめた上で、今後の課題を示した。

#### 【講評】

本論文は、『古事記』の表記を考察し、その解釈を試みようとするものである。即ち問題箇所について、諸説を整理し、漢籍や上代文献の用例を丁寧に調べ、最も妥当な訓みと解釈を探ろうとする。

なお、本論文のうち、学術雑誌等に掲載（掲載予定も含む）のものは次の通りである。他は書き下ろしである。

第二章 『古事記』の「立奉」（『古事記』における「立奉」について）『鈴屋学会報』第三十四号、平成二十九年十二月）

第三章 ヤチホコ歌物語の「甚為嫉妬」（『古事記』「甚為嫉妬」の「為」をめぐって）『皇學館論叢』第五十一卷第一号、平成三十年二月）

第五章 国譲り神話の「治」（『古事記』国譲り神話の「治」について）毛利正守監修『上代学論叢』和泉書院、新元号元年（二〇一九年）五月刊行予定）

第六章 国譲り神話の「天之御舍」（『古事記』の「天之御舍」をめぐって）『萬葉』第二百二十六号、平成三十

年十月)

序章・第一章で『古事記』序文について述べ、太安万侶がどのような表記法を採ろうとしたかを考えることは大変意味のあることである。ただし、偽書説についての論に多くを費やしたために、表記法について自身の見解が十分に示されていないのは残念な点である。

第二章では、「立奉」という文字をどのように訓むかという問題で、多くの注釈書が『古事記伝』の訓に従っていたのを見直すものである。A・Bのタチドコロニタテマツルという訓はやや違和感はあるが、一つの可能性として認められてよい。Cのナラバタテタテマツルの訓は妥当であろう。

第三章は「甚為嫉妬」、第四章は「謂為詐神」の表記・解釈の問題であるが、「為」の字をどのように捉えるかでその解釈が異なってくる。第三章では「甚為」「嫉妬」に分けてその用例を丹念に調べて、非常に嫉妬深いという意味であると結論に至る。しかし、意味は明示されるものの確かな訓読が示されていないのが残念な点である。第四章では「謂為」の用例を調べた上で、「詐る神と謂為ひて」と訓む、という結論に至る。穏当な結論であろう。

第五章、第六章はいずれも国譲り神話の中の問題である。第五章では「治」の文字に関して、ヲサムと訓み、祭るの意味に取るべきとする結論を導き出した。和語ヲサムの検討も必要であるが、妥当な結論であろう。第六章では「天之御舎」を造ったのは天つ神側とする結論であるが、一つの決め手となったのが「如此之白而」の部分である。「之」の文字の用法に注目し、「此の白の如くして」と訓むことによって、「天之御舎」を天つ神側がオホクニヌシのために造った住居と見るべきであるという結論に至る。この訓は管氏独自のもので高く評価したい。

以上、管氏の方法は、『古事記』の訓詁注釈的研究と言うべく、手堅い論証は高く評価されてよい。今後は、『古事記』が倭文体としてどのような表記を指向しているのかを見極めながら、『古事記』訓読と解釈について研究を深めてほしい。

本論文は、総合的に判断して、博士(文学)論文に値するものと認められる。

以上



学位請求論文最終試験報告書

管 浩然

右の者について、学位請求論文に関する審査及び最終試験を行い、その結果審査に合格したものであることを認める。

平成三十一年三月四日

審査委員 主査 大島 信生

(本学教授)



副査 荊木 美行

(本学教授)



副査 橋本 雅之

(本学教授)

